

## 虐待されまたは心理的に遺棄された子どもの保護に関する一八八九年七月二四日の法律を修正する諸立法

フランス刑事立法研究会(訳)

井上, 宜裕

大貝, 葵

<https://doi.org/10.15017/1398493>

---

出版情報 : 法政研究. 80 (2/3), pp.91-102, 2013-12-11. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

虐待されまたは心理的に遺棄された子どもの保護に関する  
一八八九年七月二四日の法律を修正する諸立法

フランス刑事立法研究会（訳）

はしがき

- I 虐待されまたは心理的に遺棄された子どもの保護（親権）  
に関する一八八九年七月二四日の法律を補完する一九二一年  
二月一五日の法律
- II 一八八九年七月二四日の法律第一条を修正し、自己の親が  
親権を喪失した子どもにつき尊属に対する扶養定期金の支払  
を免除する一九三五年一〇月三〇日のデクレ
- III 一八八九年七月二四日の法律第二条を修正する一九三五年  
一〇月三〇日のデクレ

はしがき

資料  
本資料は、「虐待されまたは心理的に遺棄された子ども  
の保護（親権）」に関する一八八九年七月二四日の法律を補

完する一九二一年一月一五日の法律、「一八八九年七月  
二四日の法律第一条を修正し、自己の親が親権を喪失した  
子どもにつき尊属に対する扶養定期金の支払を免除する一  
九三五年一〇月三〇日のデクレ」、及び、「一八八九年七月  
二四日の法律第二条を修正する一九三五年一〇月三〇日の  
デクレ」を訳出したものである。

「虐待されまたは心理的に遺棄された子どもの保護に関  
する一八八九年七月二四日の法律 (La loi 24 juill. 1889  
sur la protection des enfants maltraités ou moralement  
abandonnés)」(以下、「一八八九年法」と略<sup>(1)</sup>) は、「子ど  
もに対してなされる暴行、暴力行為、残虐行為及び加害行  
為の処罰に関する一八八九年四月一九―二一日の法律 (La  
loi 19-21 avril 1898 sur la répression des violences, voies  
de fait, actes de cruauté et attentats commis envers les  
enfants)」(以下、「一九八九年法」と略<sup>(2)</sup>) と並んで、一九  
世紀末に相次ぐ子どもの保護を目的とした一連の立法の中  
に位置づけられる。

上記一八八九年法は、その射程を犯罪の被害者となった  
子どものみならず、犯罪行為を行った子どもにまで拡大し、  
保護対象となる少年像を鮮明に打ち出すという画期的な内  
容を含んでいた。

しかし、一八八九年法については、施行後すぐに、さまざまな問題点が指摘されることになる。

まずもって挙げられる一八八九年法の抱える問題は、親権喪失の効果が広範かつ絶対的である点である。即ち、一八八九年法第一条第一項は、「父母及び尊属は、次の場合、彼らの子ども及び卑属の全てに対して、親権、及び、親権に結びつく全ての権利……を当然に喪失する」とし、同第二条も、「次の者は、第一条に列挙された諸権利の喪失を宣告されうる」としていたことから、必要的親権喪失の場合も任意的親権喪失の場合も、ひとたび親権喪失が宣告されるとその範囲は、全ての権利につき全ての卑属に及んでいた。

親権喪失の射程については、「虐待されまたは心理的に遺棄された子どもの保護に関する一八八九年七月二四日の法律を補充する一九二一年一月一五日の法律」<sup>3)</sup>(以下、「一九二一年法」と略)の立法理由においても、一八八九年法に従って親権喪失が宣告される場合、親権喪失は、それを被る者の全ての子どもに適用され、現在している子どものみならず、たとえ将来の婚姻によるものであっても、未生の子どもにも適用されると解説されている。<sup>4)</sup>

その上で、一九二一年法の立法理由では、「要するに、

一八八九年七月二四日の法律は、期待される結果をもたらさなかった。おそらく、当然に、そして、可能なはずの容赦もなく、親権喪失は、親に対して下される、同法第一条に示された特定の有罪宣告が存在する場合、必要的に宣告されるが、親権喪失の訴権は、親権喪失の適用が任意的でしかない第二条の事案に基づく場合、ほとんど常に、棄却される」とされ、「裁判官が有責な家父からいくつかの権能、とりわけ監護権のみを取り上げることができたならば、また、彼から子ども内の一人についてのみ権能を取り上げることができたならば、裁判官の決定は全く違つたであろう」とされた。<sup>5)</sup>

PLANIOLも、「親権喪失のこの絶対的射程は、一八八九年法が失敗する主要な原因の一つであった。実務において、裁判官は、部分的な措置で子どもへの保護には全くもつて十分であるのに、この喪失を完全に宣告しなければならぬ事態を前にして、尻込みする」として、射程の広さが裁判官への萎縮効果をもたらしようという問題点を指摘する。<sup>6)</sup>

さらに、一九二一年法の立法理由では、一八八九年法第二条第六号の事案のように、親に向けられる非難がより一般的なレベルのもので、親の不適格性の認定が困難なとき

もあるとされ、このような場合、裁判官は、より一層、親権喪失の宣告を手控えざるをえなくなるとされている。例えば、親の側に重大な懈怠や深刻な無関心が存在するような場合、裁判官は、この有責な受動性と宣告すべき完全な親権喪失との不均衡を慮りながら、緩和も軽減もない親権喪失か放任かの二者択一を迫られ、結局、親権喪失を宣告しない方を選ぶことになると指摘される。<sup>7)</sup>

この点、一八八九年法は、裁判官に対して、犯罪の被害を受けた子どもに関する家族の監護権の取上げに限定されているが、部分的親権喪失の宣告を可能にしている。<sup>8)</sup>一九二一年法の立法理由では、一九二一年法は、一八八九年法第一編第二条の規定と、同法第二編の規定ならびに一八八九年法の規定に調和をもたらすべく、親権帰属の不可分性のドグマを覆し、親権喪失制度の実効性を確保すること<sup>9)</sup>で、子どもの保護の拡充を目指すものであると説明されている。

その上で、一九二一年法の具体的影響について、同法の立法理由は、次のように述べる。即ち、「一八八九年法の規定が本法によって全般的に影響を受けるわけではない。完全な親権喪失は依然残っている。しかし、一八八九年法第二条の場合に、親権の全部喪失は、もはや当然には適用

されないであろう。要求される親権喪失は、裁判所の評価に従って、部分的となりうるし、いくつかの権能のみを対象としうるし、家族全てに及ぶことなく、特定の子どもに限定することもできる」<sup>10)</sup>と。

いずれにしても、最終的に裁判官が親権喪失の射程の広範さからその宣告をしなかった場合、保護されるべき子どもが危険にさらされたままになることから、親権喪失の射程を限定し、部分的な親権の喪失ないし権能の一部取上げを可能にすることで、親権喪失ないし取上げ制度の活性化を指向する一九二一年法は、改正の方向性としてはさしあたり妥当といえよう。

ところで、一八八九年法には他の問題点も含まれていた。それは、扶養義務に関してである。一八八九年法第一条第二項は、「この親権の喪失によって、民法第二〇五条、第二〇六条および第二〇七条に定められる、親権が喪失する尊属とその子どもとの間の諸義務は、消滅しない」として、親権が喪失した尊属に対してもその子どもは扶養義務を負う旨規定した。

この点、「自らの子どもに対して犯罪を行うことときとして身を委ねた不適格な親が、のちに扶養料の支払いを子どもに請求することができるのは不当である。扶養義務

は、いわば、子どもが親から受けた十分な世話及び子どもの教育に要した費用の対価である。扶養義務は、その原因が消滅した場合、もはや正当化されない<sup>11)</sup>との理由から、「一八八九年七月二四日の法律第一条を修正し、自己の親が親権を喪失した子どもにつき尊属に対する扶養定期金の支払を免除する一九三五年一〇月三〇日のデクレ」が出されるに至った。

やはり、親権を喪失した親に対しても扶養義務を存続させることは、指摘されている通り、大きな矛盾を孕んでいる上、間接的とはいえ、親権喪失事由の発生を助長しかねないものであることからすれば、本デクレによる改正は基本的に支持されるべきと思われる。

他方、「一八八九年七月二四日の法律第二条を修正する一九三五年一〇月三〇日のデクレ」は、親権喪失には至らないが、子どもに危害が及ぶ可能性のある場合に、一定の措置（監視措置または教育的援助措置）を取ることができよう裁判長に権限を付与するものである。

本デクレの報告書によれば、「一八八九年七月二四日の法律は、第一条及び第二条で、必要的親権喪失及び任意的親権喪失の場合を規定する。しかし、この厳格な措置が取られるには、重大な過失が親の責めに帰せられようことを

要する。ところで、親にとりわけ経験及びノウハウが欠如しているとしても、その親の不適格性が十分に証明されない事例が頻繁に起こる」とされ、本デクレの目的は、「しばしば子どもに大きな害をもたらさうこの状況を是正することである」とされている<sup>12)</sup>。

本デクレも、一八八九年法の問題点から、同法の保護が十分に及びえないところまで、少年の保護を拡充しようとするもので、上記二法と同様の方向性をもつものといえよう。

かくして、子どもの保護の重要性を強調し、歴史的に意義のある一步を踏み出した一八八九年法について、その問題点を解消することで、同法の実効性を確保しようとしたのが、本稿で取り上げる法律及びデクレである。これら三法の中には、単なる理論上の観点にとどまらず、実践的に少年の保護を拡充していかなければならないという共通した問題意識があるように思われる。

わが国でも、少年の成長発達権の重要性が語られるようになって久しいが、この成長発達権という概念が実際十分に機能しているとは言い難いのが現状である。この点、わが国において、少年の成長発達権をいかに実効性あるものにしていくかについて検討する際に、実践的な視点を多

く含んだ上記諸立法は有益な示唆をもたらさしうるのであろう。

以下、本法律及びデクレを翻訳して紹介する。なお、翻訳に当たっては、大貝葵（金沢大学人間社会研究域法学系准教授）（Ⅰ担当）、及び、井上宜裕（九州大学大学院法学系准教授）（Ⅱ・Ⅲ担当）が分担して行い、フランス刑事立法研究会で逐語的に再検討しつつ、全体の訳語や表現の統一を図った。

（井上宜裕）

I 虐待されまたは心理的に遺棄された子ども

もの保護（親権）に関する一八八九年七月二四日の法律を補充する一九二一年一月一五日の法律

15 nov. 1921. — Loi complétant la loi du 24 juill. 1889 sur la protection des enfants maltraités ou moralement abandonnés (puissance paternelle) (Journ. off. du 17 nov. 1921; D. 1921.4.313)

第一条 虐待されまたは心理的に遺棄された子どもの保護に関する一八八九年七月二四日の法律第二条、第三条、第四条、第五条、第六条、第八条、第九条、第一〇条、第一条、第十二条、第十四条、第十五条、及び、第一六条は、次の諸規定に変更される。

「第二条 次の者は、第一条に列挙された諸権利を喪失するか、または、子どもの内の一人もしくは複数人に対する親権の権能の全部もしくは一部を喪失しうる。

1 刑法第八六条乃至第一〇一条に定められる重罪とは異なる重罪の正犯、共同正犯または共犯として、無期もしくは有期徒刑、または、懲役刑を宣告される父母

- 2 次の行為の内の一つにつき、二度の有罪判決を受ける父母・子どもの監禁 (séquestration) 、出生隠滅 (suppression) 、遺棄 (exposition) もしくは放棄 (abandon) 、または、浮浪 (vagabondage)
  - 3 一八七三年一月二三日の法律第二条第二項、または、一八七四年二月七日の法律第一条、第二条及び第三条の適用によって有罪判決を受ける父母
  - 4 未成年者への非行常習教唆 (excitation habituelle de mineurs à la débauche) につき、一度目の有罪判決を受ける父母
  - 5 子どもが刑法第六六条の適用によって少年院 (maison de correction) へ送致され、または、子どもが同法第六七条の適用によって有罪判決を受ける父母
  - 6 あらゆる有罪判決の他、加虐 (mauvais traitements) によって、常習酩酊もしくは公知の不行跡といった有害な手本を示すことによって、世話の欠如によって、または、必要な指導の欠如によって、子どもの全てまたは子どもの内の一人もしくは複数人の健康、安全、または、道徳性を危殆化する父母」
- 「第三条 親権の喪失、または、親権の権能の全部もしくは一部の取上げ (retrait) に関する訴えは、父親もしくは

母親の住所または居所に所在する裁判所評議部に対し、少年の実いところと相当する親等もしくはそれより近い親等にわたる親族の一人もしくは複数人により、または、検察官により、提起される。」

「第四条 ①共和国検事は、少年の家庭状況及び当該親の道徳性に関して、簡易調査を行わせ、当該親には、自らが適当と思料する自身の意見及び異議を裁判所に示すことが求められる。」

②検察官または利害関係当事者は、事実を記載し、証拠書類を添付した趣意書を裁判所長に提出することにより、訴えを提起する。この趣意書は、親権の喪失、または、親権の権能の全部もしくは一部の取上げの訴えが提起されている父母または尊属へ送達される。

③裁判所長は、指定された期日に報告書を作成するための裁判官を一名任命する。

④報告書は、民事訴訟法第八九二条及び第八九三条に定められる形式に従って作成される。但し、親族会議 (conseil de famille) の招集は、裁判所の裁量に委ねられる。

⑤評議部は、親またはその他の者を必要に応じて召喚し、検察官の請求に基づき検察官が聴問された上で、小郡治安判事の意見を聴取し、親族会議が招集された場合には親族

会議による討議を確認した上で、事案の審理を行う。判決は公開の法廷で言い渡される。判決は、異議申立てまたは控訴にもかかわらず、執行力を有する旨宣告されうる。」

「第五条—①訴訟の間、評議部は、少年の保護及び教育に關して、評議部が有益と判断するあらゆる暫定的措置を命じることができる。」

②この措置に關する決定は、仮執行力を有する。」

「第六条—欠席裁判において親権喪失、または、親権の権能の全部もしくは一部の取上げが言い渡された場合、当該判決は、人への送達から起算して一週間、住所への送達から起算して一年を期限として、異議申立てにより對抗される。異議申立てについて、二度の欠席裁判が行われる場合、この判決は、控訴によってのみ對抗される。」

「第八条—親権を喪失した者、または、親権の権能の一部もしくは全部を取上げられた者は何人も、後見人、後見監督人、保佐人、または、親族會議の構成員になることができない。」

「第九条—①父親が被る必要的親権喪失の場合、検察官または第三条で示される親族は、直ちに、管轄裁判所へ提訴し、事件を付託された裁判所は、少年の利益において、民法典により定義される親権の権能を母親が行使するか否か

につき決定する。この場合、第四条が適用される。第五条、第六条及び第七条も同様に適用される。」

②但し、刑事裁判所は、第一条、ならびに、第二条第一項、第二項、第三項及び第四項に定められる有罪判決を言い渡す場合、本法により定められる条件の下、親権喪失につき決定を下すことができる。」

③任意的親権喪失の場合、または、親権の権能の全部もしくは一部の取上げの場合、それら二つの措置のいずれかを言い渡す裁判所は、同一の判決によって、出生した子ども及び未生の子どもに対する母親の権利について、決定を下す。但し、未生の子どもに關して、乳児期に、第五条の文言に從つて評議部に請求すべきいかなる暫定的措置も、この決定によって妨げられない。」

④親権を喪失した父親が新たに婚姻する場合、新たに妻となる者は、事後出生がある場合には、裁判所に対し、事後出生児に關する親権の付与を請求することができる。」

「第一〇条—①父親が親権を喪失している場合、及び、父親が子どもの内の一人もしくは複数人に対して、親権の権能の全部を取上げられている場合で、母親が先に死亡しているとき、母親が親権喪失を宣告されたとき、または、親権行使が母親に属さないときは、裁判所は、一般法の規定



に従って、後見が構成されるか否かにつき決定を下す。但し、この後見の任務につき、指名された者にこれを受諾する義務は存しない。

②本法に従って指定された後見人が職務を遂行するに際し、自己の財産に少年の法定抵当権が設定されることはない。

③但し、少年が財産を現に所有するか、または、財産を受領する予定がある場合、裁判所は、一定の金額に達するまで、一般抵当権または特別抵当権が設定される旨命じることがができる。」

「第一条―①後見が前条に従って構成されなかった場合、後見は、一九〇四年六月二七日の法律第一条乃至第一八条の規定に従って、公的扶助により行使される。費用は、一八六九年五月五日の法律に従って支払われる。

②公的扶助は、後見を自ら保持しつつ、他機関、及び、場合によっては個人に少年を委託することができる。

③子どもの内の一人または複数人に対する父母の権能の一部が取上げられる場合、後見の構成を要しない。

④取上げが宣告された権能は、第一条によって定められる特別の権能を除いて、第九条第三号が規定しているように、母親によって権能が維持されていない場合、裁判所によって、少年の親族、私権を享受する個人、公益認定を受

けもしくは知事の命令により指定された慈善団体、または、公的扶助に委託される。」

「第二条―裁判所は、後見についてまたは取上げられた親権の権能の委託について言い渡す際、扶養料が請求される父母及び尊属によって支払われるべき委託費用の総額を確定するか、または、親族の貧窮の故に、いかなる委託費用も請求されない旨を宣告する。」

「第四条―①親権喪失、または、親権の全部取上げの場合、婚姻についての同意、養子縁組、非公式の後見、及び、親権または後見からの未成年者解放 (emancipation) に関する父親の権利、ならびに、父親がいない場合、母親のこれらの権利は、本法に従いこれとは異なる決定がなされる場合を除き、父母が死亡した場合と同じ者により行使される。

②当該権利が取上げられる権利の中に含まれる場合には、親権の一部取上げに際しても同様である。」

「第五条―①第一条により定められる場合において親権を喪失した父母、ならびに、第二条第一項、第二項、第三項及び第四項に定められる場合において親権を喪失した親権の権能の全部もしくは一部を取上げられた父母については、復権をえた後でなければ、親権または取上げられ

た権能の回復は許容されない。

②第二条第五項及び第六項に定められる場合において親権を喪失し、または、親権の権能の一部もしくは全部を取上げられた父母は、親権または取上げられた権能の行使が回復されるよう裁判所に請求することができる。この訴えは、親権喪失または親権取上げを宣告した判決が取消できなくなった日から三年を経過した後でなければ提起することができない。

③親権の回復請求につき判断する権限を有する裁判所は、後見裁判所とし、少年が成人に達した場合には、その者の住所地に所在する裁判所とする。

④委託された親権の権能の回復請求につき判断する権限を有する裁判所は、当該権能が委託された者の住所地に所在する裁判所とし、少年が成人に達した場合には、その者の住所地に所在する裁判所とする。」

「第一六条 ①親権、または、親権の権能の全部もしくは一部の回復請求は、単純申請によって行われ、第四条第二項以下の規定に従って審理される。親族会議または取上げられた権能を委託された者の意見は、必要である。

②この請求は、後見人または取上げられた権能を委託された者へ通知される。後見人または受託者は、子どもの利益

において、または、自己の名において、請求に対してなすべき意見及び異議を提出することができる。第五条、第六条及び第七条の規定は、同様に、この請求に適用される。

③裁判所は、親権または取上げられた権能の回復を宣告するに際して、状況に応じて、後見人もしくは取上げられた権能を委託された者に支払うべき補償金を確定するか、または、親の貧窮の故に、いかなる補償金も支払われない旨を宣告する。

④棄却された請求は、母親によるものでなければ、婚姻の解消後、もはや再提出できない。」

第二条 一八八九年七月二四日の法律第一編第一章、第二章及び第三章の見出しは、以下のように修正される。

「第一章 親権喪失及び親権に関連付けられる権能の全部または一部取上げ」

「第二章 親権喪失及び親権に関連付けられる権能の全部または一部取上げに際する後見の編成」

「第三章 親権及び親権に関連付けられる権能の回復」  
(大貝葵)

## II 一八八九年七月二四日の法律第一条を修

正し、自己の親が親権を喪失した子どもにつき尊属に対する扶養定期金の支払を免除する一九三五年一〇月三〇日のデクレ

30 oct. 1935. — Décret modifiant l'art. 1<sup>er</sup> de la loi du 24 juill. 1889 et dispensant du payement de la pension alimentaire aux ascendants les enfants dont les parents ont été déchus de la puissance paternelle (Journ. off. du 31 oct. 1935; D.1935.4.418)

フランス共和国大統領は、— 国璽尚書、司法大臣の報告に基づき、— 一九三五年六月八日の法律の単一条に鑑み、<sup>(13)</sup>  
— 閣議の意見が聴聞された上で、— 次の通り、命令する。

第一条 一八八九年七月二四日の法律第一条最終項は、以下のように修正される。

「この喪失は、これに反する司法決定がない限り、喪失が宣告された子どもの一人または複数から、民法第二〇五条<sup>(14)</sup>第二〇六条及び第二〇七条<sup>(15)</sup>に定められる義務を免除する。」<sup>(16)</sup>

第二条 本デクレは、一九三五年六月八日の法律の規定に従って、両院の追認に服する。

第三条 総理大臣、外務大臣、国璽尚書、司法大臣は、責任を負う等。

III 一八八九年七月二四日の法律第二条を修正する一九三五年一〇月三〇日のデクレ  
30 oct. 1935. — Décret portant modification de l'art. 2 de la loi du 24 juill. 1889 (Journ. off. du 31 oct. 1935; D.1935.4.419)

フランス共和国大統領は、— 総理大臣、外務大臣、及び、国璽尚書、司法大臣の報告に基づき、— 一九三五年六月八日の法律の単一条に鑑み、— 閣議の意見が聴聞された上で、— 次の通り、命令する。

第一条 一八八九年七月二四日の法律第二条は、以下のよう<sup>(17)</sup>に補充される。

「第七号— 第一条及び本条第一号乃至第六号に定められる場合を除いて、子どもの健康、安全、道徳性または教育が

父母の行為によって危殆化され、または、十分に保護されない場合、監視措置または教育的援助措置が、検察官の請求に基づいて、裁判長によって取られる。この監視またはこの援助は、社会局 (services sociaux) の職員、もしくは、行政機関もしくは裁判所によって承認された機関の職員によって、または、有資格の個人、とりわけ、民生委員 (assistantes sociales) もしくは少年調査員 (visiteuses de l'enfance) によって、実行される。」

第二条 総理大臣、外務大臣、及び、国璽尚書、司法大臣は、責任を負う等。

（井上宜裕）

(1) Journ. off. du 25 juill. 1889; Bull. n° 21240; D.1890, pp. 15-20. なお、一八八九年法については、フランス刑事立法研究会訳「虐待されまたは心理的に遺棄された子どもの保護に関する一八八九年七月二四日の法律」法政研究七九巻四号五三頁以下参照。

(2) Journ. off. du 21 avril 1898; D.1898, pp.41 et ss.

(3) 一九二一年法第 157 号 DONNEDIEU DE VABRES, H., Traité de droit criminel et de législation pénale comparée, 3<sup>e</sup> éd., 1947, pp.160-161 参照。

(4) D.1921.4.313.

(5) Ibid.

(6) PLANIOL, Marcel, Traité élémentaire de droit civil, 11<sup>e</sup> éd., tome 1, 1928.

(7) D.1921.4.313.

(8) 子どもに対してなされる暴行、暴力行為、残虐行為及び加害行為の処罰に関する一八九八年四月一九二二日の法律「第四条 ①子どもにより行われた軽罪もしくはは重罪、または、子どもに対して行われた軽罪もしくはは重罪において、事件を付託された予審判事は、いずれの場合にも、検察官を聴問した上で、終局決定がなされるまでの間、暫定的に、子どもの監護権が、親、予審判事の指定する個人もしくは慈善団体、または、公的扶助機関へ委託される旨命じることができる。②但し、子どもの五親等内の親族、後見人または後見監督人、及び、検察官は、当該命令に対し、異議を申立てることができる。異議の申立ては、直ちに、裁判所の評議部に対する単純申請によって行われる。」

「第五条 前条の場合、重罪または軽罪を付託された法院または裁判所は、検察官を聴問した上で、子どもの監護権に関し、終局的に判断することができる。」なお、D.1921.4.313 参照。

(9) D.1921.4.314.

(10) Ibid.

(11) 本ゼクシの報告書 (D.1935.4.418)。

(12) D.1935.4.419.

(13) フランの防衛及び投機に対する闘争を保障するため政府に例外的権限を付与する一九三五年六月八日の法律 (8 juin 1935. — Loi tendant à accorder au Gouvernement des pouvoirs exceptionnels pour assurer la défense du franc et la lutte contre la spéculation) (Journ. off. des 10-11-12 juin 1935; D.1935.4.177) 単一条「①通貨の平価切り下げを回避する目的の下、上院及び下院は、政府に対して、投機に対して闘争しフランを防衛するため、法律と同様の効力を有するあらゆる措置を、一九三五年一〇月三十一日まで、デクレによって講じることが許可する。②閣議で決定されるこのデクレは、一九三六年一月一日までに、両院の追認に服する。」

(14) 仏民法二〇五条「①子は、困窮状態にある、父母または尊属を扶養しなければならない。同様の場合、先に死亡した配偶者の相続財産は、生存している配偶者の扶養に当てられなければならない。扶養を請求する期間は、死亡後一年であり、財産分割の場合、その完成まで延長される。②扶養料 (pension alimentaire) は、遺産 (hérité) から先取りされる。扶養料は、全ての相続人によって負担され、不十分な場合には、全ての特定受遺者 (legataires particuliers) によって、その取得財産に比例して負担される。③但し、故人が、そのような遺贈が他に優先して履行される旨明言した場合、民法九二七条が適用される。」

(15) 仏民法二〇六条「婿 (gendres) 及び嫁 (belles-filles) も、同様に、かつ同一の状況において、義父母を扶養しなければならない。しかし、この義務は、姻戚関係を生じさせた配偶者の一方が死亡し、かつ、他方配偶者との間にできた子が死亡した場合には、消滅する。」

(16) 仏民法第二〇七条「これらの規定から生じる義務は、双務的である。」